

発明に見る日本の生活文化史

装身具シリーズ 第1巻 髪留め

抜粋版

株式会社ネオテクノロジー

発明に見る日本の生活文化史 装身具シリーズ 第1巻 髪留め

はじめに

社会と技術のかかわり
なぜ、発明から文化を見るのか？

第1章 女性の社会進出と髪型の移り変わり

第2章 時代別に生活文化の変遷をとらえる

第1節 明治 機能と装飾性を兼ね備えた髪留め

第2節 大正 産業革命と西洋化した髪型

第3節 昭和 自己表現としての髪型と現代に繋がる髪留めの登場

第3章 特許図面に髪留めの変遷をとらえる

参考情報

使用した特許情報

掲載特許一覧表

詳しく調べるために

参考文献

おわりに

はじめに

今日のわたしたちは、産業構造の変化やエネルギー、環境問題、少子高齢化、そして科学技術の進歩などによって、様々な価値観の変化に直面しています。東日本大震災以降のエネルギー問題をきっかけに、国や専門家任せではなく生活者ひとりひとりが自ら考えを持ち行動する意識の高まりが見られます。急激な変化に対して方向性を見失わずに思想を持ち、あらたな時代を形作っていくことは重要な課題です。

高度な文化を持つという言葉がありますが、日本人はどのような文化を持って生きていくのでしょうか。文化は、人々の営みのなかで、人の頭の中にある思想、形となって表れた物、社会背景が複雑に関わり合った複合体であり、時の流れと共に変化する流動体であるために、とても掴みづらいものです。生きていく渦中であってはなおさらのことです。しかし人がより良く生きていくこうとする時、文化が生まれるのではないのでしょうか。

そこで本シリーズでは、文化の実体にできるだけ近づくための試みをします。ペリー来航をきっかけに、西洋の思想と物が生活の場に押し寄せてきました。そして近代には、西洋を模倣し和洋折衷の変遷をたどることになります。西洋化という急激な価値観の変化に対して、当時の生活者はどのような考えのもとで生きたのでしょうか。今では身近な生活道具となっている発明をたどることで、当時の人々の営みを探ります。身近な道具をとりあげることにより、文化の全体像が見渡しやすくなると思います。現在の私たちの営みを軌道修正していくための合わせ鏡とすることを意図しています。

最後になりますが、本シリーズは発明という理系のフィールドに文系の視点からアプローチしていることが特徴です。ネオテクノロジーは異なるフィールドに学ぶことで自らを磨き、今までにない新たな創造を生み出し、力強い総体と成っていくことを目指しています。技術は人々の生活とそれをとりまく社会との関わりの中で生まれるものであり、そもそも生活文化です。分野の垣根を越えて、皆様の研究の一助になることを願ひ発刊いたします。

社会と技術のかかわり

社会の変化とともに課題が生まれ、人はその課題を乗り越えるために技術を生み出します。そして、技術革新は産業の発達を通じて国の経済を活性化させ、ひいては人類の文化と生活の向上に貢献していきます。

技術は発明という形で公に表れます。社会を良くしたいという願いや、成功をつかみたいという欲望や夢など、課題に挑戦する人々の情熱や努力が発明を生み出す原動力となります。数えきれない失敗と僅かな成功を繰り返しながら、社会は少しずつ変化してきました。いま、私たちは発明に表れる先人達の挑戦の歴史を振り返ることによって、社会の変化に立ち向かう勇気をもらうことができるでしょう。

本書で取り上げる時代は、日本で特許制度が始まった明治初期から昭和の第二次大戦前までとしました。明治維新後の混沌の中で日本は近代化を急いできました。西欧諸国が植民地政策によって莫大な富をアジア諸国から吸い上げていくことへの危機感や、幕末に締結した西欧諸国との不平等条約解消の悲願がさらに近代化を加速化させました。

近代化は、文明開化すなわち西洋化の始まりです。西洋建築や洋装、洋食など、今では私たちの日常で当たり前になっていくもの多くが、この百年余りの短い期間に日本に流れ込んできました。井の中の蛙だった日本人にとって、西洋化はかなりのカルチャーショックだったはずですが、しかも、日本が西欧列強に飲み込まれてしまうかもしれないという大ピンチだったはずですが、それでも、日本人は独自の好奇心と勤勉さで、西洋文化を模倣するだけでなく、西洋文化を受け入れながらも日本の既存文化と融合させ、日本独特の文化を発展させてきました。明治と昭和第二次大戦前までの近代化への道のりを振り返り、先人達の情熱と努力が生み出した近代化のダイナミズムに触れることによって、現在の私たちが直面している社会変化に取り組み知恵と勇気を得ることができるよう。

技術発展の基盤として、産業振興と経済発展の基盤として、特許制度は重要な役割を担っています。特許制度は、日本が近代化し生活文化が花開くのと同位相に、大きなダイナミズムの潮流の中から生まれました。明治18年に専売特許条例が公布されてから、日本は海外技術の積極的な導入だけでなく独自に技術を発展させ、また技術革新により経済成長を成し遂げ、世界有数の特許出願国となりました。このことは、西洋文化を積極的に取り入れながら、日本独特の生活文化を発展させてきたことと重なります。特許制度の変遷は、日本人のたゆまない創造と発明の賜物といえるのです。

なぜ、発明から文化を見るのか？

本書は、生活道具の具体的な発明に表れる様々な工夫を通じて、生活文化を読み取ろうとする試みです。言い換えれば、庶民の生活の創意工夫（発明）の中に、時代の潮流を見出す新たなアプローチです。ネオテクノロジーは特許情報を社会の世相や課題が反映されるアーカイブ情報として活用することによって、現実の発明が積み上げてきた先人の知恵を学ぶことができると考えています。また、歴史上の偉人の活躍よりも、身近な生活道具にこそ生活文化の変化が表れると考えています。生活文化の片鱗は発明として表れます。発明の一つひとつは小さな工夫に過ぎません。しかし、発明を束にして時代を追っていくことによって、庶民の内に秘めた時代のダイナミズムに触れることができます。

特許情報から技術の広がりを見ることもできません。当然ですが、明治、大正、昭和の特許分類と現在の特許分類は一致していません。それは、時代とともに技術が進化し、特許分類が細分化されているからです。特許分類は、審査官が審査を行う際の便宜と外部利用者の検索上の便宜を主眼として付与されています。時代とともに技術が進化し、技術が細分化されていくに従って、特許分類も細分化されていきます。言い換えると、特許分類の変化から技術の広がりを見ることもできません。現在確認できるものを見てみると、特許制度制定後の明治18年から20年代後半までは35類、明治30年代から40年代は136類でした。大正10年に大幅に改正し、総計207類、種別2206種目となりました。第1類から第143類までは機械工業、第144類から186類までは化学工業、第187類から第207類までは電気工業となりました。

さあ、身近な生活道具の発明から百年前の日本人の暮らしにタイムスリップしましょう。

第1章では、明治と昭和初めまでの発明を総覧し、当時の生活文化をとらえます。

第2章では、時代別に生活文化の変遷をとらえるために、明治、大正、昭和それぞれについて特許の発行日順に発明を掲載します。見開き二ページで一件の発明とし、右ページには特許または特許明細書の最初のページを、左ページには「発明の目的」を掲載しています。ただし、方法の発明などで特許明細書に図面が記載されていない発明の場合には、左ページに「発明の目的」と明細書に記述されている「材料」、具体的な数値や条件、手順などが記述された「実施例」を掲載しています。

第1章 女性の社会進出と髪型の移り変わり

社会の変遷と共に歩む髪留めの歴史

明治から昭和にかけて、日本は激動の時代を経ることになります。鎖国政策をとっていた江戸時代と別れを告げ、明治時代に入ると「文明開化」に象徴される社会の近代化や西欧化が進みます。しかし、明治27年からは日清戦争、明治37年からは日露戦争と対外戦争が勃発し、社会の中で一時的に国粹主義が復興します。大正時代に入ると民主主義の名のもとに普選運動・労働運動・女性解放運動などの「大正デモクラシー」と呼ばれる民主運動が盛んになりました。この時、女性は重要な労働力として紡績業の分野で日本経済の下支えをしました。昭和時代は関東大震災や世界恐慌など社会的経済的に厳しい状況からスタートしました。そしてこの時代、女性は工場だけでなく企業や官公庁の事務員、ファッションモデルなど多様な社会進出を果たしていきました。

このような国内外の情勢の激変がほんの半世紀の間に起こりました。その時期に髪留めはどのような変遷を辿っていたのでしょうか。一見すると取るに足らない生活用具とも思える髪留めですが、実は様々な社会や文化を反映していたり、当時の人々の技術の進歩を垣間見たりすることができません。

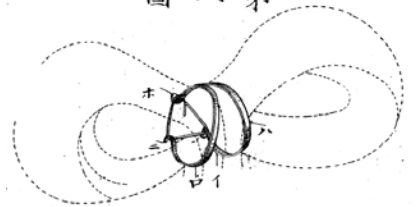
明治時代 日本と西洋の狭間

江戸幕府が政権を天皇に奉還し、新たに明治時代が始まりました。明治維新を推し進める日本政府は富国強兵や文明開化といった政策を打ち出し、日本を急激に近代国家へと成長させようとした。鬘は西洋人から野蛮であると思なされるため、散髪脱刀令（明治4年）によつて散髪が推奨され、鬘を結わず月代を剃らず、髪を短く切りそろえた斬切（ざんぎり）が流行し、「斬切頭をたたいてみれば文明開化の音がする」という当時の風潮を巧妙に言い表す言葉は有名ですね。男性のみならず女性の頭髪においても西洋化の波は顕著でした。それまでの日本髪（結髪）から束髪へと髪型を移行する女性も現れてきました。日本髪は結うのに時間がかかるうえ、洗髪回数が少なく不衛生で、床屋代も高価でした。それを問題視した人達により明治18年には婦人束髪令を提唱されます。折しも明治16年に鹿鳴館が完成し、欧化主義がとられたことも大きな要因の一つであると考えられます。束髪は1年足らずで全国に普及します。しかし明治27年の日清戦争、明治37年の日露戦争の頃になると国粹主義が台頭し、束髪は一時的に衰退します。再び日本髪が女性の髪形の主流として復活したのです。

以上のように、一口に「明治時代」と括つても女性の髪型の流行も社会背景に従つて二転三転しました。そのため、発明された髪留めも日本髪用のものと束髪用のものが混在しています。日本髪用のものであつても特許第4182号の銀杏返し止め(根掛兼用)のように特許第2図では銀杏返しに用い、特許第3図では丸鬚島田に用いることができるなど髪型のバリエーションに対応できるように配慮がなされています。束髪用のものは黎明期であつたためか、特許第8813号の束髪止の特許第1図のようなシンプルな構造をした発明品が多く見受けられます。

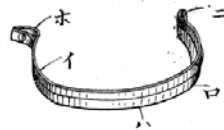
また、裝飾性としては特許第2327号の簪(かんざし)のようにダイナミックで華美な花卉や蝶などが好まれました。これは以降の時代では髪留めの製造が機械で大量に生産されるようになるのに対し、手工業にしか為しえない技巧が凝らされていると言えるでしょう。他方で、機械的に髪留めを大量生産しようという動きは限定的でした。特許第20853号の簪製造機を発明したのはデンマークの外国人であり、以降の時代に見える髪留めの大量生産は明治時代の終わりがら西洋よりもたらされたものであることを物語っています。

圖二第

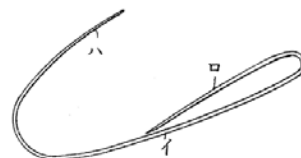


特許第4182号

圖三第

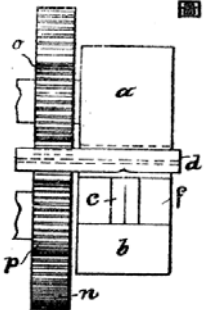


第壹圖

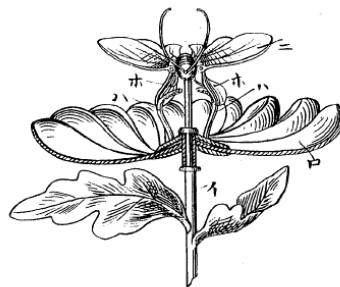


特許第8813号

第一圖



特許第20853号



特許第2327号

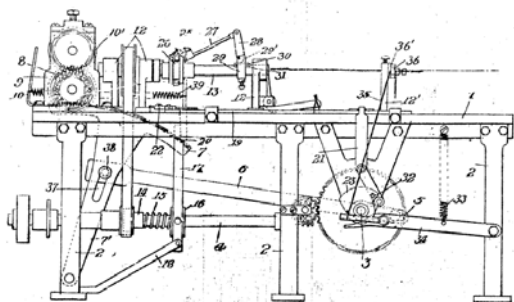
大正時代 工場制製造と自由な髪型

明治時代に政府主導で推進された産業革命は軽工業、織維産業の分野において大成功を収めました。特に製糸・紡績中心に機械化され、工場では女性が重要な労働力となりました。明治時代の後期には日清戦争により海外市場が拡大し大正時代の初めには日本は生糸・絹製品の大量輸出国へと発展しました。この過程を経て、重工業分野でも産業革命が成立し、生活の多くのものが手工業から機械工業による生産にシフトし、機械による大量生産がされるようになりました。また、政治・社会・文化の各方面においても、民主主義の発展、自由主義的な運動が広がり、大正デモクラシーという大きな潮流が生まれました。また、平塚雷鳥らの女性解放運動家が先頭にたち「女性解放運動」が行われ、女性の社会的地位が向上しました。それに伴い、自分の意思で自分の好きな髪型にするという現代では当たり前のことが、大正時代に入り一般女性たちの間で行われはじめました。

このような時代の情勢を反映してか、髪留めの発明分野では髪留め製品そのものよりも、髪留めの製造方法や製造機の方が多く発明されています。明治時代において製造機は外国人が発明したものに限定されていましたが、この時代には日本人が発明した製造機も多く見受けられるようになってきました。このことは当時の髪留め製造においても機械工業が浸透していたことを示しています。

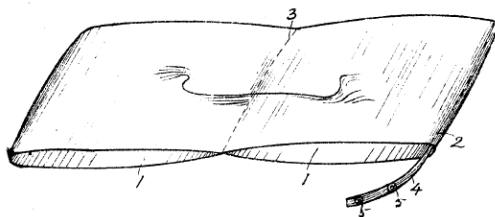
また、明治時代を代表していた日本髪用の簪や根掛の発明品は少なくなり、主に束髪用のものが多くなっていきます。発明品のタイトルも特許第30333号の飛鳥式「リボン」であったり、特許第40746号の「ヘヤーピン」製造機であったりと、カタカナが混じるタイトルが見受けられ西洋からの髪留め用品の流入が浸透していったことが容易に想像できます。

図一第



特許第40746号

図一第



特許第30333号

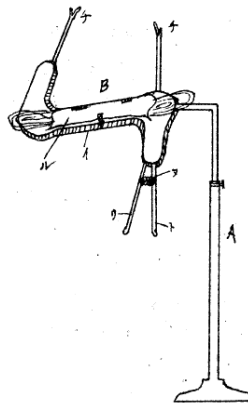
昭和時代 多様な髪留め製品・多様なおしゃれの始まり

大正時代の第一次世界大戦、関東大震災を契機に日本は大きく近代化しました。それと同時に昭和初期には女性たちも社会に出て活躍する場が多様化していきました。工場における作業員だけでなく、企業や官公庁における事務員や都市部ではファッションモデルのような職業に従事する女性も現れはじめました。それに伴い、以前までの伝統的な服飾・髪型から洋服の導入・より小さくて軽い活動的な髪型に女性のファッションは変化を遂げていきます。新しいライフスタイルの出現の中で、髪型はより自由になっていったのです。

このため、明治・大正時代では見られなかった多様な発明品が出てくるという特徴があります。特許第84536号の結髪元結引締機は頭髮に装着するものではなく、機械によって髪を結ぶという新しい発想が試されています。特許第116463号の「ヘヤネット」用網の製造法では、それまで多く発明されてきた簪でもヘヤピンでもなく、「ヘヤネット」という全く新しい髪留めの製品が出てきています。これは明らかに女性の髪型の在り方が、それまでの日本髪や束髪かの二択だけではなく、パーマをかけたりショートカットにしたりと多様な在り方へと発展していったことを表しています。

ここまで述べてきたような明治から昭和にかけての女性の髪型の変化が、年数としてたった50年の間に起こりました。例え短い年月であっても時代ごとに大きく社会を取り巻く情勢は変わり、それに伴い人々の生活の在り方も大きく変化します。本書に載せた髪留めの発明品の数々を通して、その変化の一端を読者の皆さんも感じ、当時の生活に思いを馳せてみてください。

第一圖



特許第84536号

第2章 時代別に生活文化の変遷をとらえる

第1節 明治 機能と装飾性を兼ね備えた髪留め

明治から昭和の通覧でも述べましたが、明治時代は女性の髪型にとって変化の多い時代でした。文明開化による男性の斬切（ざんぎり）に倣って、女性においても断髪が一時的に流行しました。しかし保守的な女性観を堅持する人達は「女性は短髪にすべきではない」という考えのもと、働きかけを行い明治5年には東京府が女性の断髪禁止令を布告しました。しかし日本髪は手入れが大変で結うのに時間がかかるうえに、洗髪頻度が少なく不潔不経済ということから日本髪を廃止し、新しい髪型にしようという婦人束髪会が明治18年に設立されました。そこで新しく提案されたのが束髪（そくはつ）という髪型でした。束髪はそれ以前の日本髪と比べて軽く、簡単に結えるという特徴を持っていました。しかし明治27年の日清戦争、明治37年の日露戦争の頃になると国粹主義が台頭し、洋風文化である束髪が一時的に衰退し、日本髪が再び支持されるようになりました。このように、明治時代は女性の髪型の過渡期でした。

この時代にはどのような髪留めが発明されたのでしょうか。大きな特徴と共に代表的な発明例を紹介していきます。

衛生面での配慮

日本髪は手入れに手間がかかり、髪を頻繁に洗うことができないためとても不衛生でした。その弱点を改良すべく発明家たちは工夫を凝らしています。

特許第399号の釵(かんざし)は釵の中に香水を入れて(特許第2図)それを絶えず漏出させることができます。現代の感覚では香水は他者にプラスのイメージを与えるために使うことが多いと思いますが、当時の香水は体臭や髪の臭いを隠すため、すなわちマイナスのイメージを与えないために使われたことが考えられます。

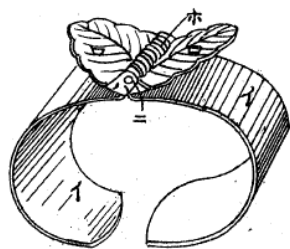
特許第1120号の笄(かんざし)は頭頂と髻の間に自在に空気を行き来させることができます。そのため髪からの悪臭を緩和したり湿気による菌の繁殖を抑えたりしたのではないのでしょうか。

楽な装着と取り外し

女性は髪を結う際に細かい部分にも気を遣うため容易に装着・取り外しできるもの、しかし日常生活を送っている中で不意に外れることのないものという一見すると矛盾した条件を備えた髪留めが求められました。固定力が強すぎても長時間使用していると頭髪に痛みが生じたり禿げてしまったりすることもあるため絶妙な固定方法を発明家たちは苦心して考案したことが想像できます。

・特許第691号の髻留めは普通の髻留めにケーブルを螺旋状に巻いて横に細かい溝を作ることによって簡単に脱落しないように作られています。

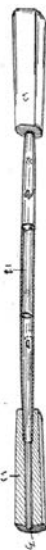
・特許第1156号の根掛は二カ所の湾曲した持ち手をつけることで簡単にかけ外しができるように工夫されています。



特許第1156号



特許第691号



特許第1120号



特許第399号

第二圖

・特許第7281号の筭押えは結った髪の毛の根元に緊密に固定することで、頭髪を痛めることなく毛が抜けることも防ぐ目的で作られました。当時の女性にとつて髪は命と同等なほど大切なものであり禿げることへの忌避もそれだけ強かったことでしょう。

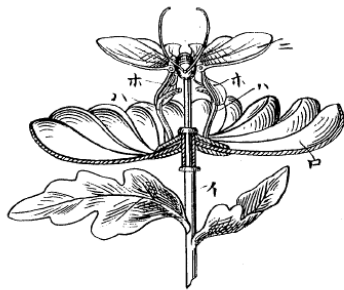
・特許第9450号の髪止めはとてもシンプルな構造をしていますが、この原理を利用してはめ外しを簡単に行えるようにしつつも、てこが分離して勝手に位置がずれるのを防いでいます。楽なとめ外しと安定した固定の一見矛盾した二要素を叶えようとする発明家の努力が垣間見えます。

華美な装飾

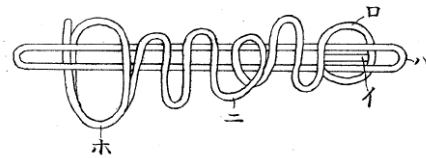
明治時代の髪留めの大きな特徴として挙げられるのが、この華美な装飾性です。後の時代では髪留めは機械で大量に生産されるようになるため大げさな装飾が出来なくなりますが、この時代には手工業にしか為しえない凝った技巧が様々あらわれています。特に、花や蝶などに模した装飾が多く見られます。

・特許第1427号の根掛は金属で作られた花卉を自由に閉じたり開いたりすることが出来ます。

・特許第2327号の簪は花卉を模した風車の回転によって、その上に配置した羽虫の羽根が開閉し、まるで生きているかのように見せることが出来ます。これら二例であつても現代の感覚においては派手すぎるように感じてしまいましたが、更にこの上をいく装飾性をもつ髪留めも発明されました。



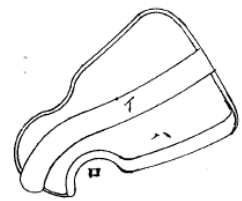
特許第2327号



特許第9450号



特許第1427号



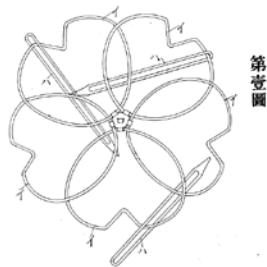
特許第7281号

・特許第8913号の簪(かんざし)は無数の横線を施した止金によって色々な造花や生け花など幹を持つものなら何であつても好きな装飾物を巻き付けることを可能にしました。一端取り付けた装飾物であつても容易に交換できるようにしてあります。

・特許第8980号の生け花挿し(頭飾服飾用)も、ラッパ状の曲管の構造によつて水をその中に保持することが出来るため草木の生け花をそこに挿して飾ることを目的としています。現代の感覚からすると生け花や造花を頭に飾ることはとても意外な感じがします。しかし、当時を想像してみると自由な髪型がまだ浸透していなかつた時代であり、装飾面で個性を主張することしかできなかったことがこのような華美な髪留めを發明する原動力であつたのでしよう。

・特許第10923号の広告簪は人々が花卉を好ましく思うことを逆手にとつて、花卉に広告を掲載すれば良い商品広告になるだろうという目的で發明されています(特許第2図)。流行を商売の道具に利用する發明が成立するほどに髪留めの華美な装飾は当時の社会に広く受け入れられていたことを知ることができます。

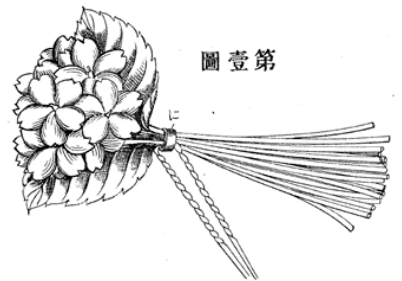
明治時代の髪留めの各特徴をうまく体現しているのが、特許第8941号の束髪器です(特許第1図)。これは花の形という装飾性を持ちながらも他人の手を煩わせないで簡単に髪を束ねることができるうえ、どんなに運動しても髪がほどける恐れがなく、更に衛生的であり美しさも兼ね備えているという素晴らしい發明品となっています。



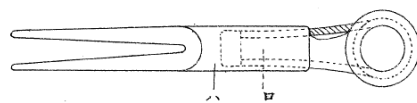
特許第8941号



特許第10923号



特許第8913号



特許第8980号

圖 壹 第

圖 壹 第

第 貳 圖

第 壹 圖

特許第三九九號

第百九類

出願 明治二十年三月二十八日
特許 明治二十年十一月四日
特許年限 五年

(明治二十五年十一月三日年
限滿了ニ依リ特許權消滅)

東京府日本橋區住吉町一番地
特許權者 高橋春吉

明細書

釵

香水ヲ入レタル新規有益ノ釵ヲ發明セリ依テ左ニ之ヲ詳細確實ニ説明ス
此發明ノ目的ハ釵ノ中ニ入レタル香水ヲシテ斷ニス漏出セシムルニ在リ

此發明ハ杆ト珠子トヲ一體ニ作リテ内空ニナシ其空所ニ香水ヲ入レ其香水ヲシテ杆ノ下端ニ穿チタル細孔ヨリ斷ニス漏出セシムル如ク作リタルモノナリ

別紙第一圖ハ釵ノ正面ヲ示シ第二圖ハ其縱斷面ヲ示シタルモノニシテ而シテ圖面中同一ノ符號ハ同一ノ部分ヲ示シタルモノナリ

杆(一)ト珠子(二)ハ一體ニ作リテ内空ニナシ杆(一)ノ上端ハ開通シテ耳搔附ノ栓(三)ヲ挿入シ杆(一)ノ下端ニハ細孔(四)ヲ穿テリ又珠子(二)ノ正面ノ中央ニハ孔ヲ穿チテ牝螺ヲ刻シ其孔ニハ摘子ニ飾ヲ設ケタル螺旋栓(五)ヲ嵌メタルモノナリ

此釵ヲ用ユルニハ螺旋栓(五)ヲ珠子(二)ノ孔ヨリ抽キ取り其孔ヨリ香水ヲ注入シテ珠子(二)及ヒ杆(一)ノ内空ナル處ニ滿タシメ復タ螺旋栓(五)ヲ珠子(二)ノ孔ニ嵌メテ頭髮ニ挿スヘシ然ルトキハ香水ハ細孔(四)ヨリ斷ニス徐々ニ漏出シテ香氣ヲ發スルナリ

專賣特許ニ依リ自分カ發明ノ保護ヲ請求スル區域ハ左ノ如シ

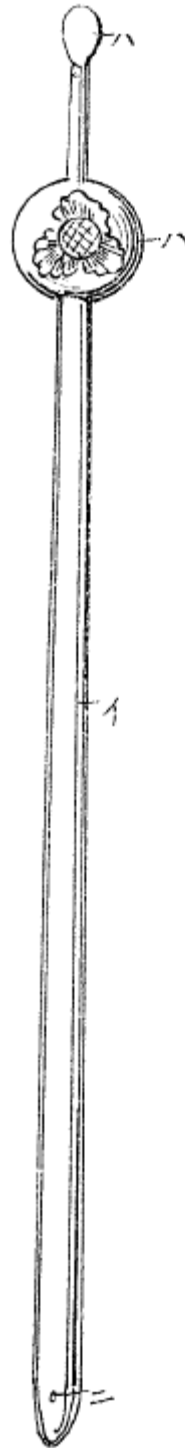
前記ノ如ク杆(一)ト珠子(二)ヲ一體ニ作リテ内空ニナシ杆(一)ノ上端ハ開通シテ耳搔附ノ栓(三)ヲ挿入シ杆(一)ノ下端ニハ細孔(四)ヲ穿チ珠子(二)ニハ牝螺ヲ刻セル孔ヲ穿チテ螺旋栓(五)ヲ嵌メ以テ杆(一)及ヒ珠子(二)ノ空所ニ入レタル香水ヲ徐々ニ漏出セシムル如ク作リタル釵

特許第三九九號

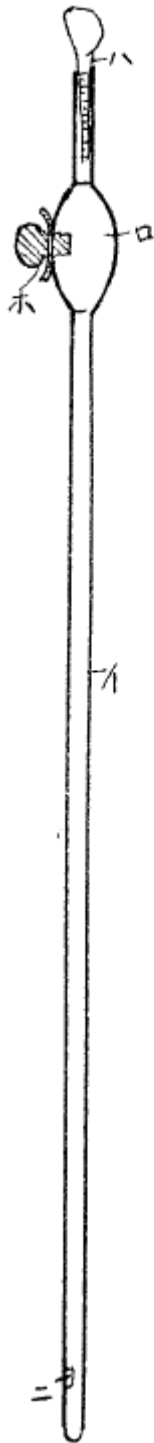
発明の目的

かんざしの中に入れた香水を絶えず漏出させることができます。

第一圖



第二圖



図の説明

別紙第一圖ハ釵ノ正面ヲ示シ第二圖ハ其縦断面ヲ示シタルモノニシテ而シテ圖面中同一ノ符號ハ同一ノ部分ヲ示シタルモノナリ

特許第一四二七號

第九類

出願 明治二十四年十月十三日
特許 明治二十五年一月十四日
特許年限 五年

(明治三十年一月十三日年限滿了ニ依リ特許權消滅)

東京市日本橋區通鹽町十一番地
特許權者 鈴 鹿 保 家

明細書

根掛

此發明ハ鬚根ヲ抱持スヘキ金屬片ノ上面(圖面ニ就テ云フ)以下之ニ做フニ金屬製花狀ノ粧飾物ヲ針止ニナシタル根掛ニ係リ其目的
スル處ハ花瓣開閉ノ度ヲ任意ナラシムルニアリ

別紙圖面ニ於テ右ノ目的ヲ達シ得ヘキ本發明ヲ示セリ鬚根ヲ抱持セシムルニ適セシムル爲ニ彎曲セシメタル金屬片(一)ノ上面ノ中部ニ
ハ萼狀片(二)ヲ載セ萼狀片(二)ノ上面ニハ圓版(三)ノ周邊ニ俯仰自在ナル様ニ連繫セラレタル花瓣狀片(三)數層圖中ニ層ナルモノヲ示スニ
載セ示針(四)以テ串通ス此止針(五)ノ上部ニハ更ニ花瓣狀片(六)ヲ取着ケ圓版(三)ノ脱出スルヲ防キ且ツ中部ニハ螺絲ヲ刻シテ上下自在ナ
ラシムヘクナセリ故ニ止針(五)ヲ捻テ下クレハ花瓣狀片(三)ハ萼狀片(二)ニ壓迫セラレテ相閉合シ捻テ上クレハ咲開スルナリ但シ時トシテ
ハ花瓣狀片(三)ト(六)トノ間ニ螺狀彈機ヲ具ヘテ花瓣狀片(三)ヲ壓セシムヘクナスコトアリ

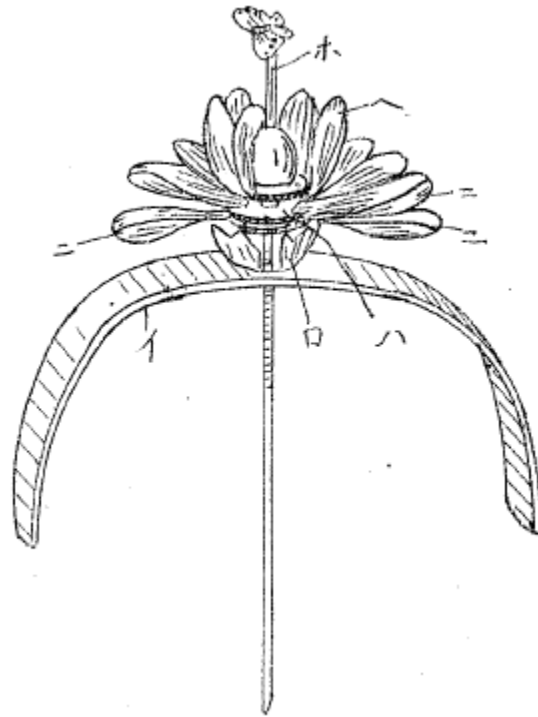
本發明ヲ使用スルニハ止針(五)ヲ鬚根ニ插入シ金屬片(一)ヲシテ鬚根ヲ抱持セシムルモノトス而シテ花瓣狀片(三)ヲ咲開セシムルニハ止針
(五)ヲ上下スルコトハ上文ニ記スルカ如シ

特許條例ニ依リ自分カ此發明ノ特許ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲ク

一 根掛ニ於テ金屬片(一)ト萼狀片(二)ト俯仰自在ニ連繫セラレタル花瓣狀片(三)ト止針(五)トノ組合

発明の目的

花卉の開閉の度合いを任意におこなうことができます。



図の説明

別紙圖面ニ於テ右ノ目的ヲ達シ得ヘキ本發明ヲ示セリ鬚根ヲ抱持セシムルニ適セシムル爲ニ彎曲セシメタル金屬片(イ)ノ上面ノ中部ニハ萼狀片(ロ)ヲ載セ萼狀片(ロ)ノ上面ニハ圓版(ニ)ノ周邊ニ俯仰自在ナル様ニ連繋セラレタル花瓣狀片(三)數層圖中ニ層ナルモノヲ示スニ載セ示針(ホ)ヲ以テ串通ス此止針(ホ)ノ上部ニハ更ニ花瓣狀片(ニ)ヲ取着ケ圓版(ニ)ノ脱出スルヲ防キ且ツ中部ニハ螺絲ヲ刻シテ上下自在ナラシムヘクナセリ故ニ止針(ホ)ヲ捻テ下クレハ花瓣狀片(三)ハ萼狀片(ロ)ニ壓迫セラレテ相閉合シ捻テ上クレハ展開スルナリ但シ時トシテハ花瓣狀片(三)トノ間ニ螺狀彈機ヲ具ヘテ花瓣狀片(三)ヲ壓セシムヘクナスコトアリ

掲載特許一覧表

本書で掲載した特許情報52件の一覧を左記に示します。

特許番号	発明の名称	特許日	特許権者	特許権者 (発明者)	発明者	名前のみ
特許第399号	鏡	明治20年11月4日	高橋春吉			
特許第691号	髪留	明治22年6月14日	羽根田源蔵			
特許第1077号	髪止(髪止附)	明治24年2月16日	西川貞作 小林瑛			
特許第1120号	筭	明治24年3月31日	宮崎元吉			
特許第1156号	根掛	明治24年4月27日	相川留吉			
特許第1342号	髪止	明治24年10月23日	宮崎金太郎 平松小三郎			
特許第1427号	根掛	明治25年1月14日	鈴鹿保家			
特許第1519号	髪止	明治25年3月16日	渡邊喜三郎			
特許第1855号	櫛止金具	明治26年3月10日	友田荘之介			
特許第2280号	簪	明治27年7月5日		大橋金太郎		
特許第2327号	簪	明治27年9月1日		塩田元三郎		
特許第2542号	筭	明治28年5月17日	森田彌熊			
特許第2786号	櫛止	明治29年9月11日		玉生操太郎		
特許第3519号	根掛	明治32年6月9日		小山作兵衛		
特許第3563号	櫛(櫛兼用)	明治32年6月26日		中谷重作		
特許第4143号	簪(抜脱止)	記載なし				直原敏平
特許第4182号	銀杏返止(根掛兼用)	記載なし				渡邊茂七
特許第4233号	銀杏返シ元結匱	記載なし				井上松之助
特許第4255号	元結止	記載なし				山本彌三郎
特許第4594号	根掛	明治34年3月13日				加藤彌七
特許第4605号	簪	明治34年3月22日				土屋亀太郎
特許第6621号	改良根掛	明治36年9月28日				香掛建三郎
特許第6653号	輪止筭	明治36年10月5日				佐々木立郎
特許第6653号	東髪止	明治36年11月21日				渡邊喜三郎 高橋熊次郎
特許第7150号	筭止	明治37年3月1日				田邊源
特許第7281号	筭押へ	明治37年4月12日				手嶋徳三郎
特許第7300号	筭止(根掛兼用)	明治37年4月16日				佐藤福次郎 大江亮三
特許第7728号	髪止金具	明治37年9月9日				日下部直次郎
特許第8813号	東髪止	明治38年5月16日				渡邊喜三郎
特許第8913号	簪	明治38年6月9日				田中金之助
特許第8941号	東髪器	明治38年6月15日				福田東一
特許第8980号	生花挿(頭飾服飾用)	明治38年6月19日				堀口彌吉
特許第9450号	髪止	明治38年9月26日				浅井碩成
特許第10923号	廣告簪	明治39年9月12日				若原妻次郎
特許第11683号	簪	明治40年2月22日				藤本藤吉
特許第11685号	空気流通簪受	明治40年2月22日				尾崎清次郎
特許第17927号	櫛留	明治43年4月12日		中村芳之助		
特許第18809号	東髪用櫛止	明治43年11月12日		中村芳之助		
特許第18812号	櫛留	明治43年11月14日		中村芳之助		
特許第20853号	簪製造機	明治44年10月24日		ゼンス、アブラ ハムセン ヨハネス、 キールケガル ド		
特許第30333号	飛鳥式「リボン」	大正5年11月14日		上山吉之助		
特許第34137号	簪玉製造法	大正8年4月14日		宮本庄七		
特許第35027号	東髪用「ピン」又ハ類似物製作機械	大正8年10月1日		ソロモン、 ハーリー、 ゴールドバー グ		
特許第35039号	髪挟製造機	大正8年10月1日	渡邊茂七		古松定吉	
特許第38345号	金属線條花簪製造法	大正10年4月1日		岩崎金蔵		
特許第40746号	「ヘヤーピン」製造機	大正10年11月28日	廣田得徳郎		松尾甚九郎	
特許第41190号	タケナガ	大正10年12月19日		渡邊鉄夫		
特許第42281号	櫛止メ器	大正11年4月12日		佛子玄龍		
特許第78499号	螺旋束髪「ピン」製造法	昭和3年10月5日		池田勲三		
特許第84536号	結髪元結引締機	昭和4年12月12日		金子仁作		
特許第116463号	「ヘヤネット」用網ノ製造法	昭和11年7月3日		北河一ニ		
特許第128912号	髪止用「ヘヤー、ピン」製造装置	昭和14年2月20日		大浦栄三郎		

おわりに

古い発明の文献にあたるのは、一筋縄ではいきませんでしたが大変面白い作業でした。読めない旧字と句読点のない明細書の文章、そして技術がどう成り立っているのかを示した独特の説明文を目の前に、まるで見たことのない景色に迷い込むようでした。何が書いてあるのだろうという好奇心と、わからない不安感が入り混じるような感覚です。読み進めていくと、心に触れてくる人の感触にも気づくようになり、古い発明の明細書は、なぜだかいつまでも歩いていたくなる景色のようです。徐々に、旧字体の文章にも慣れてきました。名称や図面を見てどんな発明か想像しながら読んでいくのがコツのようですのでお試しくください。

旧字について少し調べてみますと、当時は印刷字体と手書きの字体は異なっていたようです。発明の明細書は印刷物ですので旧字体だったわけです。昭和9年に日本の国語政策を検討するために国語審議会が設立されて、漢字の字体や仮名遣いの議論が重ねられ、戦前に標準漢字表が発表されましたが、実行性はず、戦後になって見直されて昭和21年に当用漢字体表として発表された後に、旧字体から新字体へと切り替わっていったようです。

時代の変化は曖昧模糊としており、はっきりと変化が見えるわけではありません。しかし、発明と発明のつなぎ目に見えてくる景色に魅力を感じてなりません。これからも、さまざまな切り口で日本の生活文化を見ていきます。発明を通して当時の人々の息づかいを感じることに楽しみます。どうぞご期待ください。

平成27年8月

編集

橋本小百合
庵雅美

編集協力

中島隆
広瀬徹
関由紀子
小磯聡美
対馬春

抜
粹
版

発明に見る日本の生活文化史
装身具シリーズ 第1巻 髪留め

発 行：2015年8月

定 価：本体価格30,000円＋税

発行：株式会社ネオテクノロジー

〒101-0062東京都千代田区神田駿河台4-4丸中ビル6F

TEL03-3526-2710 FAX03-3526-2577

URL <http://www.neotechnology.co.jp>

©2015 NeoTechnology

ISBN 978-4-86573-570-3

Printed in Japan